

第53回 規制改革会議 議事録

1．日時：平成27年11月19日（木）10:00～11:37

2．場所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

3．出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁百合、
佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、
松村敏弘、森下竜一

（政府）松本内閣府副大臣、酒井内閣府大臣政務官、松永内閣審議官

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、山澄参事官、
渡邊参事官、佐久間参事官、大熊参事官、平野参事官

（関係団体）一般社団法人 新経済連盟

4．議題：

（開会）

- 1．シェアリングエコノミーについて
- 2．規制レビューについて

（閉会）

5．議事概要：

岡議長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただ今から第53回規制改革会議を開会いたします。

本日はシェアリングエコノミーと規制レビューを議題としております。

本日は、浦野委員、金丸委員が御欠席であります。また、松本副大臣、酒井大臣政務官に御出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、報道関係の皆さん、ここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

岡議長 それでは、新経連の方に入ってください。

（新経済連盟入室）

岡議長 それでは、議題1「シェアリングエコノミーについて」の議事に入ります。

本日は、新経済連盟の井上幹事、関事務局長に御出席いただいております。ありがとうございます。

早速ではございますが、資料1-1について、新経連さんから御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

新経済連盟井上幹事 皆様、おはようございます。新経済連盟の幹事をしておりまして、シェアリングエコノミー推進タスクフォースのリーダーも仰せつかっております、株式会

社ネクストの井上と申します。

株式会社ネクストというよりは、国内最大の不動産ポータルサイトのホームズというのを運営している会社だというようにお伝えした方が多分御理解は進むかと思いますが、冒頭申し上げますと、今後、空き家問題というのは大変大きな社会問題になってまいりますけれども、その遊休資産をいかに活用していくかということが非常に重要な論点だというように考えておまして、今回、提言させていただいております。

まず初めに、総論とホームシェアについては私の方から、そしてライドシェアについては閣の方から御説明させていただきます。

もう既に委員の皆様はシェアリングエコノミーですとか各種事例も大体御存じの方ばかりだと思いますので、ポイントだけかいつまんで御説明をしていきたいと思っております。

まず初めに本提言の背景ということで3ページに記載しておりますが、ソーシャルメディアの発達によりまして、個人の遊休資産などの交換・共有、シェア、こういったシェアリングエコノミーは昨今欧米、国内でも非常に活発になってきております。そして、国内市場規模は2025年に10兆円以上になるという推計を当連盟では「Japan Ahead」という提言の中でお伝えをしております。

また、6月30日の閣議決定、日本再興戦略においてもシェアリングエコノミーについては次期通常国会において必要な法的措置を講ずるものというように位置づけられております。こうした状況を踏まえまして、シェアリングエコノミー推進タスクフォースを今期から設置をいたしまして、今回は特にホームシェアとライドシェアについて提言をまとめたものになります。

4ページはシェアリングエコノミーの類型をまとめたものですが、御覧いただくように、UBERに代表されるような乗り物のシェアですとか、Airbnbに代表されるようなホームシェア、空間のシェア、こういったものが非常に世界各国に展開をされてきております。その他でいきますと、空き時間や人手、能力のシェア、物のシェア、お金のシェアリング、もうありとあらゆるところでインターネットの普及に伴ってPtoPで人と人がつながっていく、それぞれの資産やナレッジがつながっていく、こういった潮流はもう避けられないものだと考えております。

5ページ目、今、申し上げたとおり、シェアリングは既に時代の潮流ですということをお伝えしました。ヨーロッパでは欧州委員会の方では、対応すべき規制的ギャップの評価を実施していきましょうということが明記されておりますし、また一番下、米国連邦政府の方では、シェアリングエコノミーに対しては過度な規制をしないように求めているといった動きが出てきております。

では、次に移りまして、6ページ以降がホームシェアについてお伝えをしますが、7ページ、目次としましては、現状、なぜ必要なのか、課題、そして具体的な制度設計案という順番で御説明をまいります。

8ページ目ですけれども、ホームシェア、こちらについてはもう既に皆様御承知かと思

いますので説明は割愛させていただきますが、民泊と言われるような自宅の一部や空き別荘、マンションなどの空き室を活用するものということでございます。

9ページ目、関係省庁の見解は以下のとおりということで、主に厚生労働省さんの方からは、反復、継続して有償で部屋を提供するもの、ホストは旅館業法上の許可が必要、このような見解となっております。

10ページ目、一方でホームシェアを含むシェアリングエコノミーについては今後政府として推進していく方針ということで、皆様御承知のことかと思いますが、一つ目、日本再興戦略の方では対面書面原則を転換し、原則ITをルール化するとともに、引っ越し、死亡時などの各種行政手続のワンストップ、シェアリングエコノミーなどの新たな市場の活性化のために必要な法的措置を講ずるとございます。

次の規制改革実施計画の中では、インターネットを通じ、宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握などを行った上で旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得ることが示されております。

11ページ、同様に、第50回の規制改革会議、先般の10月15日、安倍総理の御発言としましては、こちらに記載のとおり、戦後最大のGDP600兆円を目指した生産性革命が必要だ。これは聖域なくあらゆる分野で行っていくということを御発言いただいておりますが、中略しまして、喫緊の課題は宿泊施設をどう確保するかに移ったと言えらると思っております。民泊サービスの規制を改革していきますと御発言いただいております。

また、その下、第16回国家戦略特別区域諮問会議での安倍総理の御発言としましては、海外からのインバウンドの方を含めまして、より快適なユーザー体験を提供しようということで、旅館でなくても短期に宿泊できる住居を広げていく。過疎地等での観光客の交通手段として自家用自動車の活用を拡大する、このように御発言いただいております。

12ページ目、なぜホームシェアが必要なのかということで、まず、総論から入らせていただきますと、ホームシェア、一つ目のチェックボックスに関しては、もう御理解いただいていると思っております。

2番目としては、プラットフォームのレーティング評価システムによって、ホストとゲストは相互評価されますので、評価の低い参加者はこのマーケットプレイスからは排除されるということがあります。

また、ホームシェアは遊休資産を持つ一般人が主に中心となりまして供給者になることができるために弾力的な供給が可能となってまいります。

そして、四つ目としましては、経済効果が期待できる以外にも、日本が直面する課題の解消として冒頭申し上げた空き家問題の解消、地方創生、一億総活躍、観光立国など、さまざまな波及効果がございますので、特にシェアリングエコノミーの中でもホームシェアに関しては重要な政策ではないかと考えています。

13ページ目は、どの程度の経済効果があるのかというのを試算したのですが、ホーム

シェアによりまして、インバウンド消費を含め合計10兆円台の経済効果を生み出せると試算しております。参考数字としましては、1番、ホームシェアの物件数はおよそ200万件、外国人の受け入れ可能人数、年間2,500万人、経済効果としては10兆円台。その内訳としましては、ゲストによる消費が3.8兆、ホストによる投資が1兆、インバウンド消費が7.5兆というように置いております。

14ページ目の方ですが、一つ目のゲストが滞在し、消費することによる経済効果で、このホームシェアは泊食分離の形態が多いという形で、素泊まりの形態が多くございますので、その宿泊施設以外のところで食事をとったりとか観光したりとか、こういったことから周辺への経済効果が極めて大きいと考えております。その結果、推計される経済効果としては約3.8兆円と見込んでおります。また、2020年までに農林水産物、食品の輸出額を1兆円という目標にも間接的には貢献できるのではないかと考えております。

二つ目としましては、ホストの物件への投資や周辺産業が生まれることによる経済効果としまして、まずホストは物件の魅力度を向上させるために物件のリノベーション・補修、家具の購入・レンタル、こういったニーズが発生します。また、ホームシェアの運用に当たりましては、各種代行サービスとなどが生まれてくると考えます。例えば掃除の代行サービスですとか、遠隔地にある所有物件の場合には鍵の受け渡しをかわりにやってくれる人など、こういった周辺産業というものも生まれてまいります。

そして、ホテル・旅館業を行っている方々そのものが柔軟に需要に弾力的に対応するためには、周辺の物件を一時的に活用する形で民泊サービスなどに参入したりとか、他にはリネンサービス、食事のデリバリーサービス、こういったものを提供するという新たな市場を作るということも可能性としてあり得ると考えます。

以上から、経済効果は1兆円程度というように考えております。

そして、次の15ページ目、地方創生ということですが、現状は宿泊施設がボトルネックとなり、地方へ観光客をとり逃してしまっているケースがございます。国内には100万人を超えるような集客力を誇るコンテンツが多数存在しております。ねぶたですとかどんたくですとか、YOSAKOIソーランですとか。ですが、地域の宿泊施設は圧倒的に足りていないという現状がございます。こういった点に関しましてもホームシェアであれば弾力的な供給が可能になりますので、特殊需要にも対応可能であり、また周辺地方への波及効果というものも考えられると思っております。

16ページ目、アントレプレナーシップ・一億総活躍社会への貢献ということで、例えば空き家のホームシェアを提供する方々が生活費を稼ぐ新たなオプションの一つになることで、より柔軟な働き方ができたり、ライフスタイルの新たな形式が作れるのではないかと。ホストはより多くのゲストを迎い入れていくこととなります。創意工夫を凝らしていくことで国民のアントレプレナーシップの向上につながると思います。

例えば下の三つ、書いてあるような子供が育って定年を迎えたシニア層が自宅の余った部屋をホームシェアに利用したり、一方で、ホームシェアで一部あいている部屋を貸しな

から起業にチャレンジしたり、アーティストになるような夢を持っている、こういった頑張る若者にも新たな道を開いてまいります。また、外国人の観光客をおもてなししながら、交流しながら英語を勉強したい、文化、コミュニケーションを図りたい、こういったものについても非常に接点が増えるきっかけになると考えています。

そして、17ページ目ですが、空き家問題への対応ということで、現在は820万件ほどの空き家がございますが、遊休資産を稼働資産に変えて生産性革命を起こすということが非常に重要だと考えております。今の全国の空き家、今後、増加することが想定されるとございますが、ある統計によりますと、ここに記載はございませんが、2033年にはおよそ30.2%の空き家率、今の倍です。件数としては約2,000万件程度まで空き家が増えるという試算もございますので、この遊休資産を死んだままの資産に放置しておくのか、それとも新たな用途開発をして市場を作っていくのか、ここは非常に重要なポイントだと考えております。現在の日本の人口減少社会においては、物件を実需で借りるという方を増やすことは大変難しいと、短期的にそこを改善するのはとてなかなかな難しい課題だと感じております。ですので、この物件に住むという以外の活用手段というものを開発するということが重要だと考えております。また、長期間放置された空き家が減少することによりまして、倒壊とか衛生上の観点からも貢献できるのではないかと考えております。

一番下に記載のとおり、腐朽・破損がないホームシェアに活用し得ると思われる物件数は推計では391万戸、大都市圏においては約120万戸の空き家が減少することになりますので、非常に経済的なインパクトも大きいと考えております。

18ページ目、企業、家計の負担軽減ということで、先般の規制改革会議でも森下委員から御発言がありましたように、今、大阪のホテルの稼働率、90%近くまでいってありまして、通常のビジネスホテル、5,000円、6,000円のところが今はもう2万円を超える、3万円になるというような事態も発生しておりますので、この辺の解消にもつなげていけると思います。

19ページ目、2020年だけがターゲットではございませんが、前年の2019年にはラグビーワールドカップもございます。既に申し上げたとおり、80%から90%の稼働率になっているところでは、今後の新規の宿泊施設、ホテル・旅館の供給が増えたとしても多分これは受け入れきれないと考えておりますので、ここを弾力的に対応するためにはホームシェアリングが必要だと考えております。

20ページ目はホストとユーザーの交流ということで、新たなメリットが生まれますということで、先ほど申し上げたようなシニア層ですとか異文化コミュニケーションですとか、一人一人が観光大使となって日本のよさを海外の方にお伝えするとか、さまざまな観光立国というところで一人一人の国民がそのプレーヤーとして参加できるというのは非常に大きな意義があるのではないかと考えています。

21ページ、課題への対応について、総論としましては二つ。レーティングシステムなどテクノロジーの力によって情報の非対称性が解消されますので、評価の低いホスト、ゲスト

トは排除が可能と考えております。一方で、本人確認、衛生、租税、周辺地域の平穏といった各課題に対しては、個別に適切な対応が必要だと考えております。

一つ一つ、次の22ページ以降で御説明いたしますが、まず本人確認としましては、Facebookに代表されるようなSNSとの連携機能の活用で、ホストが宿泊前にゲストの情報を把握することが可能になります。また、その逆も可能です。ゲストがどんなホストなのだろうかということの詳細に調べることが可能になってまいりました。そして、事前にゲストがパスポート情報など個人情報をプラットフォームにアップロードすることも可能となっております。

これはもう皆様には釈迦に説法かもしれませんが、シェアリングエコノミーとはトラストエコノミーであるという考え方に基きますと、トラスト、つまり相手がどんな人間で、どんな属性情報で、周りの評価はどうなっているのかというのが分かるようになったのは、やはりインターネットの実現やこういったソーシャルネットワークの実現というのが大きいと思います。それにより、今までできなかった経済活動が行えるようになった。ですので、そのトラストをいかに構築していくのかというのがホスト、ゲスト、そしてプラットフォームに求められている重要なポイントだと考えております。

23ページ、衛生ですが、こちらはプラットフォーム及びホストにおいて適切な措置が行われるようにすることは可能でございます。幾つか事例を書いておりますが、一番下の一例としては、プラットフォームがホストに対して衛生に関するオンラインの講習などを実施することも検討していきたいと考えます。

24ページ、租税の支払い。こちらは所得税や宿泊税について適切な徴収がなされないのではないかとこの定義に関しましては、所得税についてはホスト側で適切な対応を採る必要性をプラットフォームが周知する。また、これはかなりまだ先の話かもしれませんが、マイナンバーと租税の徴収の部分と、このプラットフォームでの本人確認のところを連携をしていけば、そこに関しては将来的には納税をしていないということも適切な対応が可能になってくる未来が待っていると考えます。宿泊税に関しては個別の検討が必要かと思っております。

25ページ、周辺地域の平穏。これも繰り返しになりますが、レーティングシステムというものがございまして、非常に騒いだ、何か物を壊した、若しくはホスト側の提供している情報にはオーバートークなところがあった、こういったものそれぞれが情報をシェアし、公開していくことによって、選ばれなく、若しくは余りにもひどいものはそのプラットフォームから排除される。宿泊したくても次からは宿泊できない、こういった措置を採ることが可能なようになってまいりました。

また、一つの事例としましては、下から二つ目、トラブルが発生した場合、例えば騒いで近隣の方に御迷惑をかけた、騒音で迷惑をかけた場合には、この近隣住民が直接ホストに連絡する、若しくはプラットフォームに通知する。プラットフォーム経由でホストに通知が行くような、こういった仕組みというのは提供可能だと考えております。

まとめになります。26ページ、具体的な制度設計案といたしましては、ホスト及びプラットフォームの双方に一定の対応を求めることをルール化することにより、ホストについては旅館業法の適用を受けないということを御提案申し上げます。可能な限りガイドラインなどによる柔軟な形での規律が望ましいと考えております。

プラットフォーム側の対応といたしましては、具体的には所管省庁への届出、レーティングシステムの導入、また、衛生や税に関する事項などについてはホストに適切に周知、啓蒙を図ってまいります。

周辺地域の平穏に対する配慮についても、ホストが適切な措置を採るべきことを周知、そして保険に加入するということを対応策として提案いたします。ホストに関しましては、宿泊者名簿、外国人についてはパスポート情報を含むものの作成、保存、本人確認措置の実施。例えば映像や代行業者による確認なども含みます。

そして、衛生に関する事項などについては、ゲストに適切に周知をし、感染症発生の疑いがある場合には、当局に対して通報するという徹底をしていきたいと考えます。

そして、施設の利用方法をゲストに周知する。特にマンション等においては、他の住民に理解を得るよう努める。トラブル発生時には近隣住民がホストに連絡できる方法を確保する。このように考えております。

また、下の 印、注釈にございますけれども、日本人に対してサービスを提供する外国事業者、外国籍の外資事業者で日本に現地法人を持っていないケースも本件対応を求める枠組みが必要だと考えております。また、旅館業法の従来規制についても時代に即していない規定などについては、今後も不断の見直しが行われていくべきだと考えております。

続きまして、ライドシェアを関の方からお願いします。

新経済連盟関事務局長 事務局長の関でございます。

私の方からはライドシェアについて御説明をさせていただきます。

28スライド目以降になります。ライドシェアの現状から総論、必要性、ライドシェアの安全性の確保について、具体的な制度提案という流れで説明をさせていただきます。

30スライド目でございます。ライドシェアというのは自家用自動車の空き座席に人を乗せて有料で輸送するサービスと考えておりますが、御案内のように、世界では既にここに掲載のようなプラットフォーム企業が急成長をしているという状況でございます。

一方で、我が国内の状況を見ますと、下になります。輸送の安全等の確保の観点から適切ではないというような形で関係省庁の見解が示されているところですが、次のスライドでございますけれども、一方で、先ほどと同様、日本再興戦略におきましては、市場の活性化のために必要な法的措置を講ずると記載されておりますし、国家戦略特区の諮問会議におきましては安倍総理の方から、過疎地等での観光客の交通手段として自家用自動車の活用を拡大するということが表明されているところでございます。

総論でございますけれども、まず、ライドシェアというものをもう少し説明したいと思うのですが、この提言におきまして、ライドシェアというのはITの活用によりユーザーの

利便性、透明性を向上させたサービスということで捉えておりまして、特徴を四つほど掲げております。

まず一つはプラットフォームの介在ということで、個人のドライバーがサービスを利用したい個人、ユーザーに対してプラットフォームによるマッチングを通じて交通サービスを提供するというところでございます。

もう一つの特徴は、ユーザーの利便性と透明性でございます。その際に、スマートフォン等を利用することになりますので、容易に、かつ即時にユーザーのいる場所への配車が可能でございます。そういう意味で非常に利便性の高いサービスということが言えます。

また、レーティングシステムも導入されるということで考えておりますので、こういったITの活用で安心・安全の担保ということと、あとサービス品質の透明化が確保されるという特徴があると思っております。

また、柔軟な供給ということで、一般の人が供給者となるということで、需要と供給に応じた弾力的なサービス提供がなされる。

四つ目として、新しくいろいろなライフスタイルという考え方ができる、好きなときに好きなだけ働けるという形が取れるということが特徴の一つとして挙げられると思っております。

34スライド目でございます。新経済連盟は白タク行為を認めてほしいと言っているわけでは全くございません。飽くまで我々が提言するライドシェアという一つのルールの下に基づくサービス提供を認めてほしいということで、いわゆる白タク行為に対する各種懸念というものは生じないと思っております。ここに幾つか掲げておりますが、例えば料金トラブルにつきましては、プラットフォームを通じたキャッシュレスの決済を想定しておりますので、ドライバーとユーザーとの間に現金のやり取りは発生しないということによるトラブルの回避は可能と考えています。

また、運転手の身元についてですが、ライドシェアにおきましては、ユーザーは乗車前に運転手の氏名等の基本情報を知ることができます。また、プラットフォーム側はバックグラウンドチェックをします。問題のある運転手を事前に排除するということが可能でございます。運転技術についての不安についてですけれども、バックグラウンドチェックで、重大な事故歴がある運転手等を排除するということが可能ですし、またレーティングシステムによりまして、運転技術の低いドライバーを排除することが可能でございます。また、事故とかトラブルがあればプラットフォーム側でドライバーの利用停止措置も可能だという仕組みでございます。

次に、ライドシェアの必要性について幾つか御説明をさせていただきたいと思っております。35スライド目でございますけれども、ホームシェア同様、経済効果が期待できまして、少なくとも3.8兆円以上の経済効果が生まれるというように期待しております。

として生産性革命ということですが、座席の使用率が上がりますので、日々の交通量を削減し、また、それによる渋滞の緩和ということが期待できると思っております。

また、モビリティが向上されますので、他の市場への波及的な経済効果ということで、人々が外出しやすくなりますので、外出先での消費が増えるということで、約3.8兆円の波及的な経済効果を期待しております。

おめくりいただきまして、次の必要性でございますけれども、このライドシェアによって働き方革命という形のもので起こると思いますのでアントレプレナーシップの向上、それにより一億総活躍社会の実現の一つの貢献になると思っております。

ライドシェアにおきましては、いずれも好きなときに働くことが可能ということで、ドライバーは自分のライフスタイルに合わせてサービスの提供が可能でございます。

また、ドライバーはいろいろな形で創意工夫をして、より多くのユーザーに利用してもらうというモチベーションが生まれますので、そういった意味でもアントレプレナーシップの向上につながるのと思っております。

その下のスライドになりますが、特に都市部のモビリティの向上という点につきましては、現状の課題として短距離の利用をしたい個人の事情というのが相当程度あるというように思っておりますが、既存のタクシーの場合、料金面でありますとか、短距離での利用をする場合にドライバーへの気兼ねというのもあって、タクシーの利用を控えている人が相当数いるというように考えておりますが、ライドシェアの方はそういった意味でより手軽に利用が可能で、その結果、住民のモビリティが向上するということが期待できると思っております。

38スライド目でございます。地方の交通空白地域におけるモビリティの確保ということでも貢献できると思っています。ここにいろいろ記載しておりますが、現在も一定の制度はあるのですけれども、それでは不十分だという状況だと思います。このライドシェアによってモビリティの確保が空白地域において可能になると期待しております。

また、39スライド目でございますが、観光立国ということで、東京オリンピックの開催も踏まえて、外国人観光客の増加、それによる移動需要が考えられますが、現在の公共交通サービスでは十分とは言えないと考えております。下にグラフが書いておりますけれども、現状、外国人観光客のタクシー利用というのはまだまだ低い状況です。ライドシェアによりまして外国人にとっても使いやすい移動手段が提供できるということで、利用がより促進されると思います。

次に、一番課題になるのが安全性をどう担保するのかということだと思っておりますが、その考え方につきまして40スライド目以降で御説明したいと思います。

ライドシェアにつきましては、一定のルールを導入するということで安全の確保をするという考え方をとっております。

41スライド目以降でその幾つかを記載しておりますので、説明したいと思います。

まず、ドライバーの質の担保という観点で、運転技術と犯罪防止、この両面でドライバーの質を担保することが必要だと思っております、その方策について記載しております。

一つ目は運転技術についてでございますが、年齢制限として例えば21歳以上75歳以下と

するとか、免許取得後の経過期間の制限を設ける、運転記録証明書を事前にプラットフォームに提出させて必要事項を確認する、さらには、認定講習の受講を義務づけるといったことが考えられると思います。

また、犯罪防止という観点では、プラットフォームがバックグラウンドチェックを実施して、その過去の状況を確認する、あるいは先ほども申し上げましたキャッシュレス決済だけできるようにするといったことが考えられると思っております。

42スライド目でございます。車両についての安全性でございまして、整備・点検についての考え方でございます。ここに記載のとおり、現状、我が国の車検制度の下におきまして、車両の安全性は十分に確保されているというように考えておりますが、それについてプラットフォーム側できちっと確認をするということと、追加的な要件として、一つの例ですけれども、例えば10年以上経過した車両は使用できない、認めないといった要件の追加が考えられると考えております。

運行管理についてでございます。運行に関する基本的な責任はドライバーが負うことになるのですが、プラットフォームにも一定の関与を求めるということで、さらなる安全性を確保することが適当であると思っております。そのプラットフォームの関与の仕方については、下の四角の中に幾つか書いてありますが、一つ目は、運行データの管理がプラットフォーム側でできますので、1日当たりの上限運行時間というのを設定して、その時間を超過したような場合には一定時間配車を受けることができないといった形が考えられると思っております。

事故が起こった場合のドライバーの一時利用停止措置、また、レーティングが一定以下の場合も同様に利用停止措置を採るということを考えております。さらには重大な事故が生じた場合に所管官庁への報告といったことでございます。

安全性確保の最後になりますが、44スライド目でございます。保険です。事故の際の補償につきましても考え方なのですが、プラットフォームに対して保険の加入をルール化するということで、事故の際の補償に万全を期すということを考えております。全てのドライバーには自賠責の加入が義務づけられておりますが、ライドシェア中につきましても、プラットフォームが任意保険に加入することでプラットフォーム中の事故に対する補償を確保するということを考えております。

以上をまとめまして、45スライド目に具体的な制度提案という形で表を記載しております。ライドシェアを新たな交通サービスの類型として法的に位置づけるということを提案させていただきたいと思っております。その際、ドライバーとプラットフォーム双方に一定の対応を求めるということをルール化するということで、既存の道路運送法第4条第1項の許可の規定を受けないという形の制度が良いと考えております。

下の表は、所管官庁への届出制等書いてありますが、今まで説明した内容をまとめたものになりますので、御参照いただければと思います。

御説明は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ります。ただ今の御説明に対して御質問等がございましたら、お願いします。

大崎さん、どうぞ。

大崎委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

私、こういうシェアリングエコノミーというものを広げていくための制度の見直しは大変重要な課題だと認識しておりますが、今いただいた御説明について、3点ほど私の意見を申し上げて、それについてのコメントをいただきたいなと思います。

1点目は、私、こういう個人と個人がネットを通じて直接取引するような仕組みというのは、今日御説明いただいたホームシェアとかライドシェアだけではなくて、オークションとか、あるいはクラウドファンディングなどは全部そうだと思うのですが、やはりお金のやりとりについての確認をきちっとしていくということが一番ポイントになるのではないかと普及させていく上では思っております。今日の御説明、御提言ですと、ライドシェアの方は資金のやりとりはプラットフォームで行うという、キャッシュのやりとりは個人間ではしないという御説明だったのですが、ホームシェアの方はそういう話はなかったのですが、私はホームシェアもプラットフォームが資金の決済をやるとした方が安定的な制度になるのではないかなと思いましたが、その点いかがかと、これが第1点でございます。

二つ目は、このホームシェアの方の制度の御提案で、プラットフォームが所管省庁への届け出をするというアイデアを示していただいているのですが、今の旅館業法がとても良い制度かどうかというのは置いておいてですけれども、今の旅館業法の規制との均衡と言いますか、バランスを考えたときに、例えばプラットフォームについては許可制で、そのプラットフォームを利用するホストについては届け出を求めるぐらいにはやった方がより安心感のある制度になるのかなという気がしたのですが、その点について御意見を伺いたい、これが二つ目でございます。

三つ目なのですが、ライドシェアの方でドライバーの資格についてのお話がありまして、実は、私、投資促進等ワーキング・グループというのを規制改革会議で担当させていただいているのですが、そちらに二種運転免許の条件の緩和を求めるという要望をいただいております。ワーキング・グループで実際に議論もしたのですが、いわゆるタクシーの場合は二種免許が必要なわけですね。ここで二種免許を要件にするということにはなっていないで、免許取得後1年以上経過ということを御提案になっているのですが、これは二種免許制度そのものを廃止した方が良いというところまでお考えなのか、タクシーは二種免許が必要だけでも、ライドシェアは不要であるというように強く思っておられるのか、そこについて御意見を伺いたい。

以上、三つでございます。

岡議長 よろしく願いいたします。

新経済連盟井上幹事 ありがとうございます。非常に貴重な御意見だと思います。

1点目のシェアリングエコノミー全般に関しての決済に関しては、基本的にはプラットフォームがやった方が良くはないかと、これは賛成でございます。個別の個人対個人の決済に比べ、先ほど申し上げたトラストエコノミーというところからいきますと、その支払いがきちっと行われているかどうか、また将来的には納税もきちんとしてされているかどうか、その辺のトラッキングをする際には個人個人に任せるというよりは、プラットフォームがそこを全て束ねていくことの方が合理性は高いと考えております。

2点目に関しましては、ホームシェアリングのところではプラットフォームが届出制ではなくて許可制をと。ホストが全く何もないのではなくて届出制をと。そのプラットフォームの方が許可制にするのか、届出制にするのかというのは議論の余地があるかと思いますが、そこに関しては必ず届出を主張しているということではありませんが、できれば参入の敷居というのは低い方が経済効果としては大きくできるのではないかと期待からこのように御提案しております。また、ホストに関しても同様でございます。届出制をすることによってホストに参入する方々の数が減っては、そもそも規制緩和と経済発展がリンクしなくなってしまうので、この辺は慎重に議論していきたいと思っております。

3点目に関しては、関事務局長、お願いします。

新経済連盟関事務局長 3点目の前に2点目を補足させていただいてよろしいでしょうか。

既存の旅館業法との関係で言えば、ホストにどういう規制をかけるか、かけないかという話でございます。そこにプラットフォームという事業者を介在させることで一定の安全性や衛生管理を図るといった提案をさせていただいております。そういう意味で例えば役所側からプラットフォーム事業者はどこどこがいるのだという把握ができるというレベルの制度ということで届出制というものを提案させていただきました。

一方、ホストにつきましては、基本的に個人がやる、空き家を利用したサービスになりますので、それを許可制にまですべきかどうか、届出制が必要かどうかということについては我々としては慎重に考えているという状況でございます。

三つ目の御質問でございます。二種免許制度について、我々は廃止まで求めているというものではもちろんございません。それはそれで必要なのだろうと思っております。一方で、我々が提案しているものは、自家用有償旅客運送の制度も参考にさせていただきながら、一種免許ではあるのですが、一定の講習を受ける等の技術的な担保をするという前提での制度構築が良いのではないかと提案になっております。よろしく申し上げます。

岡議長 どうぞ。

大崎委員 ありがとうございます。

お話を伺っていて気になったのは、ホームシェアの方ですけれども、誰がホストをやっているのかというのが行政的に全く分からないというのなかなか頼りない話だなという気もするので、仮に届出制にするにせよ、許可制にするにせよ、プラットフォームに対し

て、どういう方がホストをやっているかについての情報を個人情報保護法のいわば例外として当局には開示するというような制度は要のかなという感じはいたしました。それは私の感想です。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ほか、佐久間さん、お願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

今、ちょうどこのシェアリングホームとシェアリングカーのお話を聞いて非常によく分かったのは、やはりホームシェアというのはほかのシェアリングエコノミーのものと本質的に違う点が、程度の差かもしれませんが、それは御説明いただいた資料の21ページで課題として認知されている周辺地域の平穩、あと集合住宅を使う場合は他の所有者との関係。これは自己責任というところでは解決ができない。

シェアリングカーというのは、ある意味では安かろう悪かろうというのを覚悟すれば、しょせん利用者間の問題ですし、運転される方も当然自分の命がかかっているとすればある程度歯どめがかかるというところですが、ホームシェアというのは、ある意味では特にマンションであれば人様の資産を利用して商売するという形態になるわけですから、ここはもう少し考えなければいけない。

私、今、言いながら、これは旅館業法が適用されるというところから出発すると、これは正に規制緩和で、我々が常日頃やっていることなのですが、それを外すとすると、今、私が言っていることは規制そのもので、いつも言っていることと変わってきてしまうのですけれども、そこで内心、何を自分がやっているのかなと思うところもあるのです。ただ、ここは例えば若干にじみ出ているのが、マンションの規約の留意と書いてあるのですが、これは留意では全く話にならないので、遵守というのが入らないとこれはあり得ないと思います。

それと、もう一つ、若干懸念は、今の大方のマンションの管理規約というのはホームシェアというのを前提にした規約というのはほとんどない。時代遅れといえれば遅れだと思えます。これは多分国交省の方で用意されているひな形にもそこは考慮されていないということなので、やはりここについて解決をした上で議論が進む、つまり、ホームシェアが進むという形にしないと、これはほかのものとは決定的に違うと思えます。

会議室のシェアリングというのが堂々に行われていますし、これが問題ないというのは、基本的には正に自己責任、借りた会議室が非常に汚い、これはしょうがないねと。高くても悪いというのもしょうがないね。これは多分余り迷惑はかからない。昼の会議であればよそ様に余り迷惑をかけることはないということなので、そういう意味ではホームシェアというのはほかのものと区別して検討していいのではないかと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

何かコメントがあれば、よろしく申し上げます。

新経済連盟関事務局長 では、私の方からコメントをさせていただきます。

周辺地域でありますとか、集合住宅における平穏を確保するというのは非常に重要なテーマだと考えております。25スライド目にその対策について幾つか書かせていただいておりますが、レーティングシステムでそれを利用した排除でありますとか、あるいは近隣住民がホストに連絡できる手段、そういったものによって一定の解決はできるのかなと思っております。もちろん、マンション規約については遵守が前提であろうと思っております。

岡議長 佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 先ほど言いましたように、いつもと違う切り口になってしまって申し訳ないのですが、ホストが全員善良であれば今、言った対策というのは機能するのですが、もうホストがそうでない場合は、この対策というのは全く機能しない。ホストに幾ら連絡しても動かない。あと、ある意味では競争していく上で、ホストはこのホームシェアというのは非常に夜遅くまで騒げますと、うるさいことを言いません、マンションにあるプールが使えますということを書いて、これは多分ゲストは非常にアプリシエイトして喜ばれる。つまり、ゲストとホスト間の問題は全くない。問題があるのはホスト、ゲストとその他の人の問題ということなので、お伺いしたいのですが、ホストとゲストの問題はない、ただ、周りとの問題があったときはどういう解決を考えておられるのでしょうか。もちろんマンションですから、最終的にホストに対して民事という問題はあるのですが、それも大変な手続と手間がかかって、まず現実的には機能しないということを前提に、何を考えておられるかお伺いしたいと思います。

岡議長 お願いいたします。

新経済連盟井上幹事 原則的には、レピュテーションリスクの発生に関してはレーティングシステムの方でそれを全て担保していくというのが25ページの記載のとおりでございます。繰り返しになってしまいますが、例えば実際に1泊借りたゲスト側が深夜まで騒ぎ立てた、若しくはごみの出し方がそのマンションの管理規約に沿っていなかった。これらに関して例えばホストが認知をしてもそれを伝えなかった。そういった場合には、周辺住民がホストに対して、若しくは先ほど口頭で補足いたしましたけれども、プラットフォーム側に対して非常にうるさかったと、ごみの出し方のルールがのっとっていなかったということを通知し、プラットフォーム側からホストに対して是正を求めたりとか、このようなことをすることを繰り返ししていく中で、その中で悪質なホスト若しくは悪質なゲスト、これを排除していくことは可能だと考えてはおります。

佐久間委員 それはホスト、ゲストのマーケットでは当然そういうことが起きるのかもしれないのですが、同じマンションの他の住民、他の所有者との関係では、その排除は全く動かない、レピュテーションも何の関係もないわけです。

新経済連盟井上幹事 こちらに記載のとおり、下から2番目、トラブル発生時に近隣住民が要はクレームを言うことができる。それに対して。

佐久間委員 すみません、クレームを言うことができても、ホストがそれを無視した場合にどうなるのかというのが私の非常に端的な、そのときの対処は何を考えておられるのかということです。

新経済連盟井上幹事 そのときには、ホストもゲストもプラットフォーム上からは排除されるということをごちらの太字の方で記載させていただいております。地域の平穩を乱す悪質なゲスト及びホストは排除されるほか、ホストが適切な措置を採ることをプラットフォームが促すことにより、周辺地域の平穩に対して最大限配慮することが可能というように考えております。これは、民泊、ホームシェアだけに限らず、いわゆる一般の住宅で、そのコミュニティーの中で生活をしている中でも悪質な住人はいるかとは思いますが、なので、ここだけの問題ではなくて、やはりコミュニティーの中でちゃんとモラルを守った利用の仕方をするかどうか、していないものをどのように排除していくのかといったときには、賃借権とか所有権を持っている住民よりは、よりこちらの方が排除はしやすいとは考えております。

岡議長 佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 今日のまとめ、どうもありがとうございます。まとめていく上でいろいろとお考えになったと思うので、少しストレッチしたイメージを持ちたいので教えていただきたいのですが、ホームシェアリングの場合、基本的に私のイメージは、自分の持っているアパートなどがあいているから貸す、というすごく好意的なものを想像するのですが、旅館業法を外していく範囲というのを考えていったときに、例えば私が20室持っているマンションを持っていたとして、そこに誰も住人がいなくなったのでホテルにしようかな、でも旅行業法では大変だから全館をホームシェアだというように言っているのか。そのような活用できるのであると、旅館とホームシェアの違いは何か、1人の人が何戸まで貸していいかみたいなことなのか、その点お考えになったのかどうかのストレッチの質問が一つ。

ライドシェアなのですが、ライドシェアのイメージも私は、そもそも私が霞が関から銀座まで行くという予定があるときにそこに隣に乗せてあげるとするのがもともとのライドシェアで、だから車の数が減るといえることかなと思うのです。けれども、先ほどの話を聞いていると、例えば家にいる元タクシードライバーが週2日働くことができるみたいな説明がありましたので、そうやって本当は家にいる人なのに、車を運転する理由がなかったのにお客が入ったので乗るといえることになると、そもそもライドシェアと違うイメージになってきて、これがタクシーとかと何が違うのかなという、その辺のストレッチの質問。

三つ目に、同じように私がトヨタ自動車や日産自動車のショールームを運営している人だったら、新車に乗ってもらおうお試しの乗車で、例えばショールームの若者、販売員をライドシェアのドライバーに登録しておいて、先ほどの10年未満の車ですから、今度は新車の何とかに乗れます、何とかに乗れますと車で売り出しにしていくことも結局できてく

るのですね。

つまり、個人がライドシェアといって、自分がどこか目的に行くときにシェアするというのではなく、そういうビジネスのあり方、車にお試しで乗っていただくときに、このライドシェアというプログラムを活用してそういう車屋さんが新しい車に乗ってもらうときに、ただ試乗しませんかではなくて、そういうライドシェアというプログラムを使うということまで可能になるのかなど。つまり、家にいるドライバーが登録するという事になって、車の機種とか、何年物だということになると、そういうこともあり得るのかなど、その辺のストレッチしたディスカッションがあったかどうか、教えていただきたいと思えます。

岡議長 それでは、お願いいたします。

新経済連盟井上幹事 ありがとうございます。非常にストレッチした御質問をいただきましたので。3点目の試乗とライドシェアを掛け合わせるというのはさすがに新経連としてもアイデアでは出てこなかったですけれども、非常に良いアイデアだと思います。

一つ目に戻りまして、ホームシェアリングの方で個人の方が所有している10件、20件の空き部屋をもう民泊モデルに転用しようということに関しては、議論の中ではそのような議論も含め、幾つかの観点がございました。基本的には、Airbnbですとかああいったビジネスモデルとしては、おっしゃるとおり個人があいているものを貸すというものが最初のスタートでした。もっと言えば、自分の自宅のあいている一部屋を貸すところから始まっています。現在においては、自分が所有はしているけれども、定住の場所ではないものも多くなってきております。また、非常に重要な観点なのですけれども、事業者の参入みたいなもの、法人の参入というものを認めるのか、認めないのかというのは議論の中にございまして、大きく言えば、日本のGDPを600兆円にしていくときに、一方で、空き家が2,000万戸になっていく。この用途開発が必要である。そして、市場を作っていくって600兆円に寄与していくといった場合には、やはりビジネスインパクトとして大きいのは、事業者のような参入も増えていくことというのが経済波及効果が大きいと考えておりますが、一足飛びにそこまで行くのかどうなのかというのは新経連の方でも慎重に検討しております。まず、PtoPのところをまず規制改革をしていきながら、でも、その延長線上の中にはいわゆる個人が20戸、30戸持っているものをビジネスともはや言うのか言わないのかという議論も含め、さらにはその先の法人で、例えば賃貸管理会社がそのようなモデルをやることは是非かとか、さらには、これから大学生の人数が減っていきますけれども、学生寮をメインビジネスとしてやっていたところが業態転換を図ってそのような民泊モデルをやっていくことを是とするのか否かというのは非常に重要な議論だと考えておりますが、基本的には新経済連盟としては経済団体でございますので、飽くまでも経済発展をいかに成し遂げていくのかという観点から見ていきたいと考えています。これが1点目の御回答になります。

ライドシェアの方をお願いします。

新経済連盟関事務局長 2点目のライドシェアについての御質問でございます。

もともとはホームシェアと似たような話ですけれども、恐らく乗り合い的なものから出発しているとは思いますが、現状海外で行われているサービスの状況などを見ると、やはりドライバーのフルではないにしても一定の時間でお客を拾ってどこか目的地にまで届けるという形のものが通常だと思います。したがって、我々の提案もそういったものも含めたものになっております。

岡議長 ありがとうございます。

では、松村さん、どうぞ。

松村委員 まず発言の前に、私がこれから言うことに誤認がないよう一言申し上げます。民泊に反対しているのではなく、何とか進めたいと思っている。それでもこのロジックでは反対派を到底説得できそうにないと思っているので、助けてほしいというつもりで聞いているので、誤解のないようにお願いします。

まず先ほど佐久間委員が言っていた点。やはり私もまだ納得のいく答えをいただいていないのです。当事者間の評判に関して、レーティングシステムを信用するというのもよく分かるのですが、外部不経済というか、近隣に悪影響を与えるというのに、どうしてこれが機能するのかがまだ分からないのです。

つまりホストがすごく不良な人だとするとゲストが選ばなくなる。ゲストがすごく不良だとするとホストが選ばなくなるというメカニズムは分かるけれども、近隣に迷惑をかけることが分かったとして、何でそれでレーティングシステムで良いのか。それはAirbnbのようところ、プラットフォームのところちゃんと対応するとおっしゃったわけですが、プラットフォームにどうしてそれを排除するインセンティブが組み込まれているのかが説明されていない。ホストもゲストもある意味でお客。両方向のお客さんがどちらも不利益を被らず、近隣の住民のみが迷惑を被る状況で、プラットフォームが近隣の住民が文句を言うホスト、ゲストを除くインセンティブはどう組み込まれているのかがよく分からない。

しかも途中では、プラットフォームを許可制にすることに関しても相当消極的なことをおっしゃったと思うのですが、もしそこに許可制があり、近隣の住民に物すごく悪影響を与えているところも放置しているようなプラットフォームは、許可が取り消しになる、登録制なら登録が取り消しになるという措置で担保するという理屈ならまだ分かるのだけれど、そこは物すごく消極的なわけですね。そうすると、どうしてこの近隣住民に対する悪影響対策が、この政策パッケージで確保できるのか。

更に言うと、今のお話で少し安心したのですが、自宅の空き部屋というレベルなら、近隣住民からすごく批判を受け、連絡が受けられるということになったとすれば、それは一定の抑止力になるという説明はまだ分かる。しかし所有はしているが住んでいないところだと、苦情の連絡が行くことがあったとしても、所有者・ホストに無視されたらどうなるのか。繰り返しになりますが、これがホストの方も全部登録制にし、そのようなことを放

置すれば登録取り消しになるということが担保されていれば、まだストーリーとして理解できるのですが、届出制ですら消極的というところで、一体どうやって対応するのかと聞かれたときに、私たちはどう答えたらいいのか。この理屈では太刀打ちできそうにない。

更に税についても、対策は考えているということで、スライド24に書かれているのですが、これも登録もなしにホスト側に対して所得税をちゃんと納めなさいとプラットフォームがアナウンスするだけなら、しないよりした方が良いのは分かるのですが、どうしてこれでちゃんと税が納められると当局が信用できるのか。単に税金を納めなければだめですよとアナウンスしてくれるだけで、どうして実効性のある納税が確保できるのか、よく分からない。この辺りそれぞれの点はもっともだと思うのですが、全体として何かスライド24、25の辺りの問題が本当に担保できるのかがよく分からなかったので、もう少し説明をお願いできないでしょうか。

岡議長 鶴さん、どうぞ。

鶴委員 私も松村委員と全く同じスタンスで、なるべくこれが使えるようにという観点からお話を聞いていて、やはり近隣住民に対する問題というのが非常に大きい。問題なのは、たとえこの悪質なホストがプラットフォームが排除できたとしても、プラットフォームが一つであれば、またその人が、この人は排除した、あなたも絶対にだめだよ。でもプラットフォームが一つではなくて複数あれば、別のプラットフォームに行くわけです。それでまた同じようなことをやるということが出てくると、基本的に排除というものが非常に難しいというのが1点と、こういう問題が出てくると、例えばマンションなんていうのは資産価値が非常に下がるわけです。近隣住民の方はそれはこういうことをやってもらったら困る。新築のマンションであれば、最初からこういうことはやらないでくださいということで契約を交わして入ってもらうことになる、ちょっとでもこのような問題が出てきて、それが放置されると、どんどんそれをマンションの価値をちゃんと維持したいという気持ちが強ければ強いほど、全部排除されていくことになるわけです。そうすると、この問題を相当慎重にクリアできないと、非常にマーケットが広がっていくとか、仕組みがうまく回るという形にはならないので、今、松村委員がさまざまな観点をおっしゃったのですけれども、ここはどのように担保できるのかというところが今の枠組みの中では必ずしもそれが担保されていない。排除できたとしても、それはまたほかのところに行くと、それはどのようにしたらいいのかというところまで、プラットフォーム間で情報をもちろん共有するというのが一つのやり方ではあると思うのですけれども、そういったことを含めてかなり難しい問題があるので、うまくここをクリアできるかというのが一番知恵の出どころかなと思っています。

岡議長 ありがとうございます。

今、何人かからも、先ほどの佐久間さん大崎さんの意見と多少近い指摘や意見が出されましたが、私どもとしては、このテーマについて積極的に取り組んでいこうというスタンスでございますので、是非、新経連さんの方でもさらに御検討いただいて、場合によって

は、改めてまた意見交換の場を設けるなどさせていただきたいと思います。

今日は時間の制約がありますが、もしも今、何か御発言があればお願いいたします。

新経済連盟井上幹事 複数の先生方から御意見をいただきましたので、ここは重要なポイントであると認識して持ち帰りたいと思います。ただ、基本的なスタンスとしては、なるべくルールは少ない方が良い。ただし、必ず守らなければいけないところについて、そこを踏み越えて犯してしまった場合は厳罰を用意するという形の方が、より経済成長には発展に寄与できるのではないかというスタンスを持っていましたので、このような御提案をさせていただいていますが、御指摘を幾つかいただいていますので、これは持ち帰って再検討したいと思います。

補足いたしますと、プラットフォームが悪質ゲスト、ホストを排除するインセンティブというのは、マーケットプレイスそのものを良質にしていくことをしないと、結果的にはプラットフォーム自体が信用されなくなり、ユーザー離れを起こすことから、これはいわゆるインターネットビジネスの中では悪質なものは排除していくというのは通常行われていることなのです。

大崎委員 そこはすごい大事な点なので改めて申し上げますが、それが働かないというのが皆さんおっしゃっていることで、つまり悪質な利用方法をしたいゲストと悪質な提供方法をしたいホストがいる場合は、その利害は一致しているので、プラットフォームはそういうホストとゲストから金を取るインセンティブがあるので、困るのは周りの人だけだという現象が起き得るということを皆さんおっしゃっているわけです。だからオークションなんかみたいに、物が届かなかったら買い手が困るとか、お金が払われなかったら売り手が困るとか、どちらかが困る状況があればそういうことは起きないのですけれども、このケースでは困るのは第三者だけなので、ということだと思っております。

新経済連盟井上幹事 そこはしつこいようなのですけれども、例えば弊社がやっている事業でいけば、悪質な不動産会社がルール違反をした場合には排除いたします。これはお金をいただいていますけれども、排除をしております。

佐々木委員 つまり、良いプラットフォームからは仮に排除されたとしても、インターネット上に別にそんなルールはうちは緩いですよというプラットフォームが幾らでもマッチングサービスとしてできてくる。なのでそこをどのように考えるか。また、既に今平日の昼間のニュースとかワイドショーなどで民泊の問題は山ほど取り上げられていますが、宿泊客がスーツケースを連日ガラガラと引きずってきて、マンションロビーが傷だらけになってしまったとか、マンション住民共有の会議室が使えますというところ、そこに8人が寝泊まりしてしまっていて、散らかしたり壊したりして1日中24時間使ってしまったら困るとか、それでオーナーに連絡をすると、オーナーは全然電話に出ない、鍵を開ける人は、私は鍵を開けると言われているだけですなど。テレビで今、毎日のようにやっていると思うのです。

なので第三者がオーナーに連絡をしたときに、その人は例えば海外に住んでいるとか、

マンションは買っただけで来たことはないという人もいらっしゃる中で、ここを何とか同じマンションに住んでいるとか、近隣の方の心の安定を担保する仕組みを何らかの形で考えていかないと、どうしても大きな普及にはならない。ネット上にも他のサイトが出てしまうということですね。

新経済連盟井上幹事　そこがセットだということですね。そこは理解していなかったの、そのお話であれば多分、良質なプラットフォームだけを残すためには、そこが届出制ではなくて許可制にするというのが一つアイデアとしては、セットで考えるべき重要なポイントだと理解をいたしました。

岡議長　ありがとうございました。まだまだ議論したら延々と続くのでしょうけれども、時間の都合がございますので、本日はここで一旦打ち切らせていただきます。先ほど井上さんがおっしゃっておられたように、持ち帰って御検討いただく部分もあったかと思えますので、よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

（新経済連盟退室）

岡議長　だいぶ時間が押しておりますが、次に事務局より、資料1 - 2の「シェアリングエコノミーにおけるサービスの特性について」説明してもらいます。

渡邊参事官　資料1 - 2でございます。

シェアリングエコノミーにつきましては、6月の会議でも、これを推進するということで総理から御発言をいただいております。

その各論については当面、民泊を集中的に検討することにしておりますけれども、今回は先ほど新経連さんからの御説明もありましたことを踏まえまして、全般的な特性というものを総論として整理しております。

資料の内容でございますけれども、規制改革の観点から以下のような特性が見られると考えられるということで、サービスの提供者、利用者、仲介者の三つの観点から記載をしてございます。

提供者の観点では、先日も会議で御議論がありましたけれども、事業者による恒常的なサービス提供ではなく、多くの場合、不特定多数の一般の個人がその意向によって提供するという点が違うということで、従来のような事前の業規制という形では難しい面が出てくるということでございます。

この提供者は申込みに応じる義務はないという点が、ホテルあるいはタクシーとは異なる部分と思っております。競争条件という形にはなるわけですが、かなり異なる部分もあるということでございます。

利用者の観点からいきますと、これは今正に御議論いただきましたけれども、インターネット上の評価等を参考に、自らの判断と責任で利用者はサービス提供者を選択する部分がありますので、トラブルが起きた場合の処理については、これまでのルールとは異なる部分も出てくるということでございます。

仲介者の関係でございますけれども、プラットフォーマー、仲介者がインターネットの

活用によりサービスを提供するわけでございますが、この仲介者に対する規制の在り方、正にお話がありましたとおり、業規制という形であるのか、また個別には保険介入などいろいろな形でそれを担保するのかというところが議論になるということで、このような形で整理をいたしました。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

新経連さんと意見交換をした後の今の話ですから、これについて特にここで議論をする必要はないと思います。このような考え方で進めていきたいということでございます。

今日、皆さんから、御意見あるいは御指摘がいろいろ出ておりましたが、シェアリングエコノミーについては、その特性をきちんと整理した上で、今後当会議としてさらに議論を深めていきたいと思います。具体的には、10月15日に決定しました「規制改革会議の進め方について」の中で、「当面、民泊サービスにおける規制改革についてワーキング・グループと分担の下、集中的に検討する」こととしておりますので、この方針で引き続き検討を進めていきたいと思います。必要に応じて、新経連を含む外部の方々からのヒアリング等々を含めながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題2「規制シートについて」に移ります。資料2-1から資料2-3について、事務局からの説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料2-1は規制シートのこれまでの経緯をまとめてございます。簡単に御説明をいたします。

まず平成26年の「実施計画」におきまして、規制シートの対象を見直し時期が到来する規制、ホットライン関係、規制改革会議の審議事項に関連するもの、これを優先的に作るということをおきまして決定いたしました。その後、このことについて具体的にどうするかということで、10月の会議で、作業負担も勘案するというので、当面、本省庁の課長クラス以下の通知・通達を対象とすることにいたしました。

その後、規制シートが出てきたわけでございますけれども、実際4件であったということで、その対象の範囲の拡大が必要であろうということで、見直し対象の調査をいたした上で、5月の会議で、この調査の結果も踏まえまして、平成27年度に見直し時期が到来する規制につきましては、まず法律に係る規制を対象とするということにし、その法律にぶら下がっております政令以下につきましては名称のリストを作成するという形にしようということになりまして、これを6月末までに報告することにしたということでございます。

あわせて、会議の審議事項に関連する規制についても、第4期で対象としようということが決定をされたということでございます。

これらの経緯を踏まえ、6月の答申におきまして、当面の範囲を、見直し時期が到来する規制、ホットラインの関係、審議事項という三つの類型にしようということで、改めて答申の形でおまとめいただいたというのがこのア、イ、ウの部分でございます。

資料2-2でございますが、先ほど申し上げました答申でア、イ、ウという形で規制シ

ートの範囲をまとめていただいた部分に対応する形で、「規制の分類」のところでありませけれども、 、 、 と書いています。この提出状況を整理したものが資料 2 - 2 でございます。

のホットラインの部分につきましては、26年の実施計画で既に決定しておりますので、これまで随時報告がございまして、今回分として23件の報告がございました。これまで69件となっております。

の27年度見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式のものにつきましては、今回、初めての提出ということで、これが33件でございます。

の部分、審議事項に関するものはまだ作成に至っておりませんので、今後作成を進めていくということでございます。

これに対応する形で資料 2 - 3、資料 2 - 3 の別添が付いておりますけれども、資料 2 - 3 の 1 と 2 の部分が33件の実際のリスト、それから、その後ろに規制シートの実際のものでございます。1 が法律、2 に省令の関係であわせて出てきたものがございまして、これも合わせて33件ということにしております。

3以降がホットライン関係で出てきたもの。これをワーキング・グループごとに分類をしまして23件が出てきておりまして、これも実際のシートが後ろについてございます。この後ろに、27年度に見直し時期が到来する法律の関係の規制の別添といたしまして、資料 2 - 3 (別添) という資料がございます。それぞれの法律の下にぶら下がっている政省令のリストが付いております。例えば 1 - 1、訪問購入の規制シートがありますけれども、この 1 - 1 の規制シートに関連する特定商取引に関する法律にぶら下がっている政省令として1枚おめくりいただきますと1ページ目、このような政令、省令、通知・通達があるということで、それぞれの法律についてこの政省令以下の名称リストが後ろに全て付いているということで、全体として法律の規制シート、それにぶら下がっております政省令の名称リストを御覧いただくことによって、その規制の全体像が分かるというものです。以上、今回御提出いただいた分を御報告させていただいたというものでございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

規制シートについての今までの経緯と直近の状況について御説明をしていただきました。1回目やったときに4件とあまりにも少なかったので、今、事務局から説明いただいたようなカテゴリーに対象を拡大してきて、現在の規制シートが各関係省庁から出てきたものが資料 2 - 2 の56件ということでございます。

本件について何か御質問がございましたらお願いします。

大崎委員 作った方から何か感想みたいなものをお聞きになっていませんか。私は本当に難しいなと改めて出てきたものを拝見していて思うのですが、自分のある意味専門分野に近いところでも、例えば保険業法とか銀行法とか金商法というものが並んでいると、確かにそれは規制は規制なのだけれども、こういうことなのかなと。要するに

本当に我々がやってほしいと思ったことと、ここに出てきている成果物とがイメージが違うよなという感じがあって、でもどう言えばイメージしていたようなことになるのだろうかと非常に考え込んでしまったのですけれども、作った側の方は何かおっしゃっていましたか。こんなことをやってもしょうがないのではないかみたなことをふと言われたとか。

岡議長 作ったというのは省庁ですね。何かコメントはございましたか。

渡邊参事官 そこまで赤裸々に仰ってくる省庁はなかなかいないのですけれども、これは大変だとは思いますが。大変だというのは承知の上で作業負担ということもありますので、当面、通知・通達から始めて今回、法律まで拡大したという経緯がございます。

今回、名称リストだけ作っておりますけれども、政省令以下が更に膨大にありますので、そこまで拡大というのは今後の検討でありますけれども、法律レベルで各省庁に作ってくださいとこちらからお願いをしておりますので、その形で作成をいただいたという状況でございます。

岡議長 ありがとうございます。

林さん、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

今まだ検討できていないのですが、これについての今後の分析はどのようなスケジュールでなされますか。例えばざっと見たところ、関連する政策評価結果のところは何も書かれていないものがほとんどのようなのですが、この欄を設けているにもかかわらず、余り書かれていないのは何なのだろうという気もしております。いかがでしょうか。

岡議長 正に、これをこれからどうするのかという御質問だと思いますけれども、実は、各省庁から提出されたシートを各ワーキング・グループで精査していただいて、こういう回答でしょうがないのかなというものもあるかもしれませんし、これではまずいのではないかと、もう少しどこか改善すべきではないのかということ、テーマごとに検討していただきたいなということをお願いしようと思っていたところです。できれば、年内ぐらいに各ワーキング・グループからコメントをいただいて、もっと突っ込むべきだというテーマについては本会議で取り上げて、省庁と意見交換をしていく、というような形でこれを活用するというか、進めていこうと考えております。

この仕組みがスタートして2期目に入りますけれども、前期はあまりにも対象が少なくても何もしないで終わってしまったのだけれども、今期はこれだけの数が出てきたので、今のような形でもう一步、規制シートを活用した規制改革を進めていき、またそれをさらに活かして、将来にもつなげていければと考えております。

林委員 これからのスケジュールを教えてください、ありがとうございました。

このシートを設けた以上、「関連する政策評価結果」の欄を単に「-」棒線を引いて出しているようものは、出し直しさせるべきではないかと私は思うのですが。

大崎委員 先ほども申し上げたのですけれども、例えば銀行法などについて書けと言われても、私が担当者だったらひっくり返ってしまうと思うのです。どうですかね。

林委員 規制をレビューしましょうということで、行政の当事者が、どのように、みずから評価しているのかを問うシートだったのではないのでしょうか。

岡議長 銀行法をどうするのかは確かに大きなテーマですけれども、趣旨は林さんのおっしゃるとおりでして、見直すタイミングに来たものについてはしっかり見直しをして、環境の変化も考えて引き続きこのままで良いと判断をされたのだったら、それも一つの判断ですが、このように変えるべきだという判断が出てくれば、それは変えていただくわけでございます。一方、我々の立場は、そうやって出てきたもののうち、そのとおり「はい、分かりました」というものもあるかもしれないけれども、このままで良いという判断はおかしいのではないかとというものがあれば、もう一度省庁と個別に話をしていく。そのようなことを繰り返していくことになるのかなと。

大崎委員 そこが多分、私を感じる違和感だと思ったのですけれども、省庁によっては例えば何とか法に基づく何とかの許可制度とかいうようになり限定して書かれているところと、金融商品取引法というように書いているところがあって、金融商品取引法全体を見直す必要がないと思っているはずもないわけで、体系書で何百ページとかになるわけですから、その中でどこか見直す必要があると思って当然やっておられるのでしょうかけれども、それだと今度はシートに書き込むこと自体も余りにも煩雑だし、見る方にとっても余り意味がないです。結局こういうことになってしまう。ですから本当は個別のあるものについての許可制度とか、認可制度ということで書いていただくのが本当は良いのだろうけれども、そこがなかなかうまく伝わっていないのか、逆に金融庁なんかだと許可制度や登録制度を全部書き出せと言われたら、それだけで何百枚にもなってしまふからまた意味がないというのか、とにかく難しいですね。

林委員 私も全部突き返せとか言っているのではなく、ぱっと見たところ「関連する政策評価の結果」を真面目に考えて書いてくださっている行政の方もいらっしゃるのです、そういう方のインセンティブを上げるように、我々が後押しするのがこの規制レビューだと思っています。安易に棒線を引きつけてきたようなところについては今後、私たちが見てもう一度出して頂くとか、そういうことをしていくべきではないかと思っています。

岡議長 ありがとうございます。

大田さん、どうぞ。

大田議長代理 見直していただくときに、「規制を維持、改革又は新設する理由」というところが重要だと思うのですけれども、ここの書き方が非常にまちまちで、「法律の施行状況を勘案し、所要の措置を講じている」という意味がないことを書いているところが結構多いです、あるいは27年度見直し分を調べているわけですけれども、「27年度に見直すから」という理由が書かれていたりするのですね。27年度は何か月か残っているから未定だと。だから、見直し時期の検討と、ここに例えば選択肢をつけて、まだ効果を発揮していないとか、もう少し経過を見たいとか、そういう選択肢を作って、その他の理由があれば記入する、といった工夫をしてはどうかとか、そういうこともあわせて御検討

いただければと思います。

岡議長 ありがとうございます。

先ほど林さんにおっしゃっていただいたのですけれども、もともとこれを始めた背景や狙いは、各省庁が主体的、自発的に変えるべきところはどんどん変えてもらおうではないか。そのためにこのようなものから入っていったということでございますので、どちらかという、我々はそれをサポートするというか、応援するようなところもあるわけでございます。ただ、この効果を高めるために、今、大田さんからいただきましたように、このシートそのものの改良も含めて、今後検討をすべきだと思っておりますので、是非、そのような視点からの御意見があればいただきたいと思います。

翁さん、どうぞ。

翁委員 各個別分野について検討することも必要かもしれないのですが、全体として一覧性のあるものを作って、省庁によってどういう対応の仕方なのかということを見るというのもとても大事なのではないかと思います。特に大田先生がおっしゃったような維持、改革することについての理由というところは非常に重要で、そういったところについてどういうスタンスなのかというのが各省庁ごとに浮き彫りになってくると、その省庁の姿勢も見えてくるかなと思うのですが、そういう一覧性のあるものを作って、それで全体を評価することも必要なのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

以前もそういう議論があったと記憶しております。一生懸命やっている省庁に対しては、よくやっているということが分かるようにして、さらにその主体性、自発性を高めていくようなことをやったらいいのではないかとすることは我々も議論したし、私の記憶では、総理もよくやったところが褒められるようなことも必要かもしれないみたいなことをおっしゃったような記憶も残っておりますけれども、考え方としては、今、翁さんが言っていたいただいとおりだと思います。

ただ、そういうことをこれから考える必要があるとしながらも、まだ1回目、2回目なので、残念ながらそういう評価をするところまで中身が伴っていないところもありますが、もともとの我々の狙いが各省庁の主体性を引っ張り出そうということでもありますから、もう少しこれを繰り返すことによって、個別案件のみならず、省庁単位で「この省庁は規制改革に対して大変前向きな省庁であります」。一方、「どこどこは少し足りないのではないか」ということも見えてくるのではないかと思っております。

長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 問題のスケールを知りたいので聞くのですけれども、例えば大崎さんが今、御指摘の銀行法のところは、政令と省令のところが四つほど書いてあるだけなのですけれども、例えば経済産業省が答えてきた外為法なんかのところは政省令、告示、通知・通達が膨大に出てきているわけです。そうすると、銀行法で通知・通達がないなんてことは考えられないので、このリスト自体が真面目に答えているところと真面目に答えていないと

ころがあるという理解でよろしいでしょうか。

岡議長 どうですか、事務局。

渡邊参事官 法律の下にぶら下がっている政省令で規制に関するものは全部出してくださいということをお願いしておりますので、そこは全部出していただいているものと基本的に理解しておるのですが、規制シートの検討もこれからしていただきますので、それとあわせて事務局の方でも確認をしてまいりたいと思います。

岡議長 刀禰さん、どうぞ。

刀禰次長 今の御指摘について、個別のものについて確認してくださいという御指示があれば、我々は確認します。今の銀行法については確認をさせていただきます。

その他いろいろとこのシートを見ていただいたときに先生方思われることも多いと思いますので、まずは、今回出てきたものをそのまま放っておくと、せっかく段階的に拡充をしている意味がなくなってしまうので、出てきたものについて今のワーキング単位でそれぞれのある程度詳しい分野ということで見えていただいて、個別の部分の改善点もあるかもしれませんし、全体的な改善点もあるかと思しますので、そういった点はいろいろな御意見をいただいて、今後のことを事務局としても検討していきたいと考えております。

岡議長 それでは、長谷川さんから御指摘があった点は事実関係を確認しておいてください。

ほかいかがですか。よろしいですか。繰り返しになりますけれども、今、事務局からもありましたけれども、とりあえず今、回答が来たものについて各ワーキング・グループでチェックあるいは審議していただいた結果をワーキング・グループとしての意見にまとめていただきたい。私としては、この案件についてはもっと突っ込むべきだという案件が幾つか出てくるだろうと思っていますので、それはしっかりフォローしていくという形にしたいというのが当面の対応でございますが、大きな考え方としては、先ほどいただいたような御意見を今後活かしていくような形で、さらに充実した規制シートにしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことでワーキング・グループの皆さんにはまたお仕事が増えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、これにて会議を終了させていただきます。ありがとうございました。